

群 教 セ	E01 - 09
	平25.251集
	中・学校保健

学校全体で取り組む学校保健活動の活性化

— 役割分担の明確化と教職員と連携した保健指導の工夫 —

特別研修員 横堀 由美子

I 主題設定の理由

学校保健は、「学校における保健教育と保健管理をいう」（文部科学省設置法第4条第12号）とされ、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指している。学校保健活動は保健教育と保健管理があり、両者を円滑にしかも効果的に運営していくための機能として組織活動がある（図1）。

中央教育審議会答申（平成20年1月）「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」では、「養護教諭は学校保健活動推進の中核的役割を果たし、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている」と示され、学校内の教職員や組織並びに学校外の関係機関との協力と連携の重要性が示されている。

そして、平成20年6月に施行された学校保健安全法において、校長のリーダーシップの下、教職員が協力して保健指導にあたるなど、組織的・計画的な学校保健活動に取り組んでいくことが求められている。また、現代的な健康課題の解決や健康づくりを効果的に推進するために、健康教育の果たす役割が増し、養護教諭は健康教育を効果的で円滑に推進するためのコーディネーターとしての役割が求められている。

健康教育は教育活動全体を通じて行われるものであるため、保健体育科担当教諭や養護教諭だけで行うのではなく、全教職員の理解と協力の下に学校の実態に応じて進めていくことが重要である。しかし、教師の健康教育に対する理解や取組には差があり、十分に行われていない現状がある。また、学校は授業だけでなく部活動などの課外活動、学校行事や生徒会活動などを行っており、学校保健活動に多くの時間を確保することは難しい。学校は様々な健康課題を抱える中で、効率的で効果的な課題解決の方法を工夫する必要があると考える。

そこで、限られた時間を有効に活用し学校保健活動を活性化させるために、校内組織や学校保健に関する計画を見直し、学校全体で健康教育に取り組むための保健指導の場や内容の工夫をすることにより、計画的・組織的な学校保健活動の推進を目指したいと考え、本主題を設定した。

II 研究のねらい

全校で健康教育に取り組むために、校内組織と学校保健に関する計画（学校保健全体計画、学校保健年間計画、保健指導年間計画）を見直し、保健指導の場や内容を工夫し、教職員の連携に視点を当てた組織的なアプローチをすることが、学校保健活動の活性化に有効であることを明らかにする。

III 研究の見通し

- 1 校内組織と学校保健に関する計画を見直し、健康教育について意見交換や情報交換を行うことで、学校全体で健康課題の共有が図れるであろう。

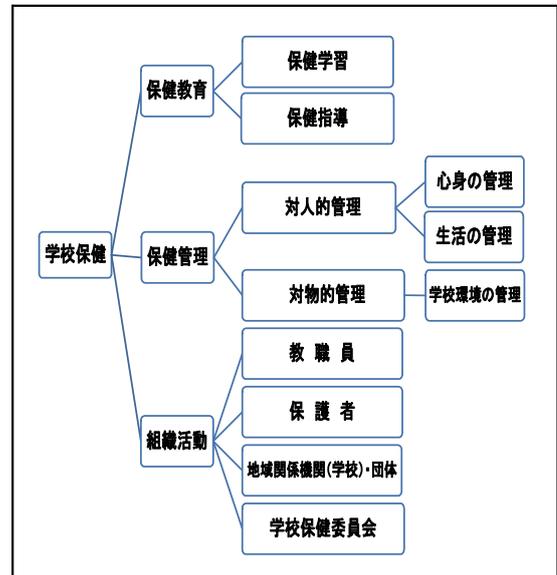


図1 学校保健の領域「四訂 養護概説」より引用

2 保健指導において、目的や指導のねらい、指導内容などの具体的な計画を作成し、教職員の連携に視点をあてた組織的なアプローチをすれば、共通理解のもと保健指導が実践され、学校保健活動が活性化されるであろう。

IV 研究の内容と実践

学校保健活動を効率よく組織的に展開するためには、マネジメントサイクルを考えながら組織の改善を図り、あわせて学校保健計画の見直しを行う。

1 役割分担の明確化

(1) 校内組織の見直し

所属校は、学校保健を保健指導部と学習指導部（健康教育）の二つの組織が担当している。二つの組織内容や役割が明確化されていないため、同じようなことを二つの組織が行っている現状がある。情報の共有化や仕事の効率性を考えると改善の余地があった。

そこで、保健主事と相談し組織内容や役割を整理し明確にした。保健指導部は主に管理的な面を担当し、健康教育は生徒の指導や支援を行う組織と改めた（図2）。両組織とも各学年から一名が所属し、健康教育担当者をリーダーとして学年の健康教育をすすめることとした。

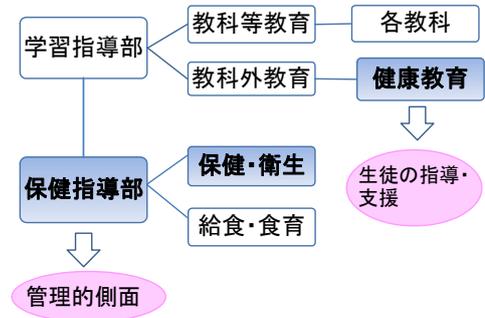


図2 見直し後の校内組織(役割分担)

(2) 保健主事と連携して行う学校保健に関する計画の見直し

保健主事とともに学校保健全体計画を見直した。それを基に学校保健年間計画及び保健指導計画を系統性や有効性について見直し、修正し改善した計画を次年度へつなげることに取り組んだ。

2 教職員と連携した保健指導の工夫

健康教育の流れを分かりやすく整理し、健康教育担当者を中心に教職員の連携に重点を置いた実践をしていく。その実現に向け、「誰でも・簡単に・短時間にできる保健指導」を目標に指導資料を作成し実践した。

具体的には、全校で取り組む保健指導として短学活で保健だよりを活用した学級での保健指導（集団的保健指導）を実施し、個別指導として1学年の歯科指導を実践した。

(1) 担任による保健だよりを活用した短学活での集団的保健指導

短学活での集団的保健指導を行う際の教師の役割分担を明確にした。そして、保健指導計画にそった資料を作成し、各学年の健康教育担当者が具体的な指導内容を学年の職員に周知し、その後全クラスで実践を行った。

具体的な役割分担は図3のとおりである。養護教諭は資料作成と全体及び学年担当者への指導依頼をし、健康教育担当者は事前に担任への内容説明と指導日の確認を行い、当日は指導の様子を観察した。また、指導後担任からの意見や感想を集約し、養護教諭に報告して意見交換を行った。担任は短学活で保健指導を行い、担任外の職員は学級指導時に生徒の様子を観察して、学活以外の場面（部活動、給食、清掃）で関連指導を行った。

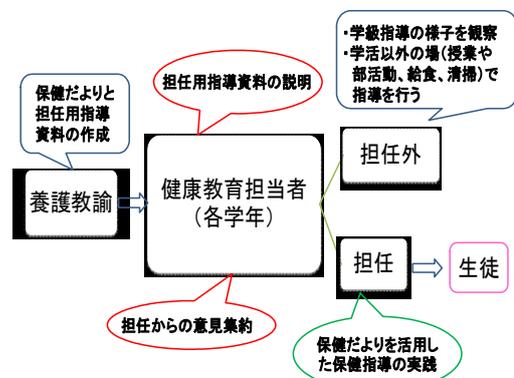


図3 短学活での集団的保健指導

(2) 養護教諭と1学年職員による歯周疾患の生徒への個別指導

学校の健康課題の一つに歯科保健が挙げられる。今年度の歯科検診で、1年生の歯周疾患の生徒が多かったため、歯科校医と相談し個別指導に取り組むことにした。学年の職員とも検討した結果、昼休みの10分間、クラスごとの個別指導を実施することにした。この指導においても、健康教育担当者を中心に役割分担を明確にし、学年職員が連携した実践を行った。具体的な役割分担は図4に示したように、養護教諭が計画立案と資料作成、健康教育担当者へ指導の依頼と個別指導を行った。健康教育担当者は、対象生徒および指導日時や場所などについて学年職員への連絡と個別指導を行った。担任は対象生徒へ連絡し、時間があるときには個別指導に加わった。

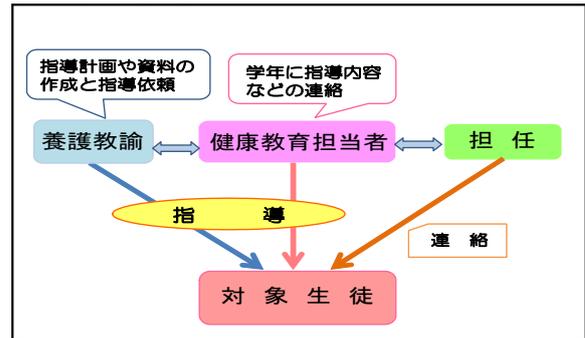
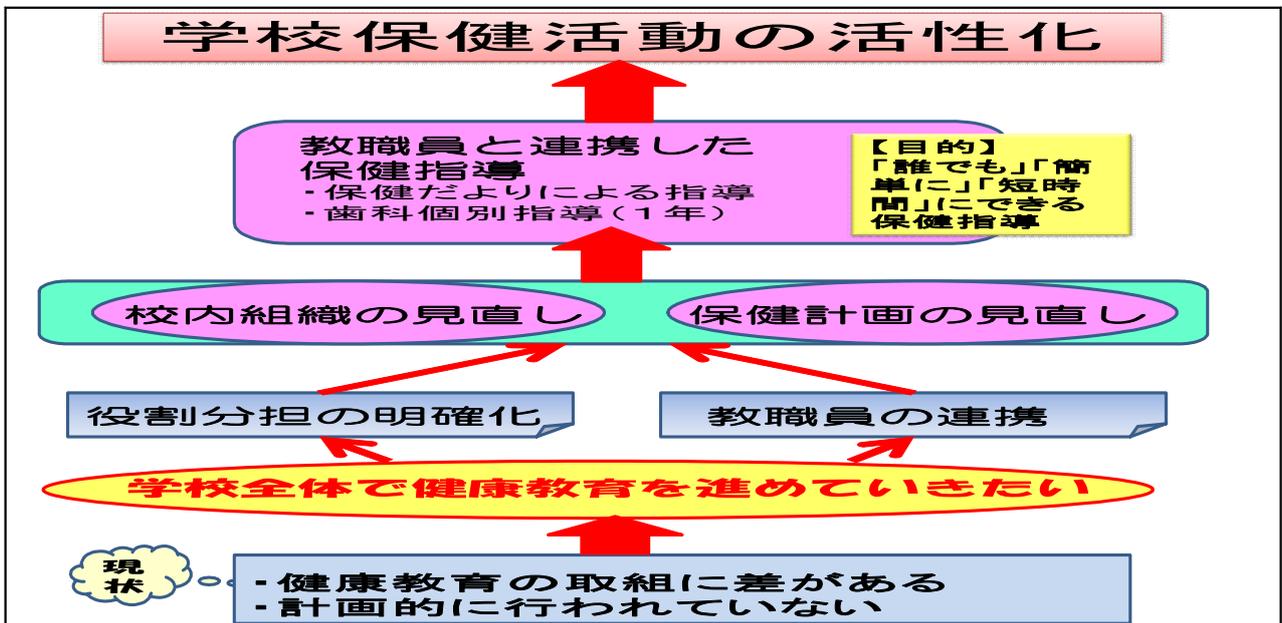


図4 歯周疾患への個別指導

図4に示したように、養護教諭が計画立案と資料作成、健康教育担当者へ指導の依頼と個別指導を行った。健康教育担当者は、対象生徒および指導日時や場所などについて学年職員への連絡と個別指導を行った。担任は対象生徒へ連絡し、時間があるときには個別指導に加わった。

3 研究構想図



V 研究の計画と方法

1 研究の計画

		1学期	2学期	3学期
組織・計画の見直し		見直し	修正案作成	評価・改善
保健指導	短学活における保健指導	計画作成	毎月実践 評価	最終評価
	歯科個別指導	計画	実践	評価 改善計画 実践 評価

2 検証計画

検証項目	検証の観点	検証方法
見直し1	校内組織と学校保健に関する計画を見直し、健康教育について意見交換や情報交換を行うことで、学校全体で健康課題	・聞き取り

	の共有が図れたか。	
見直し2	保健指導において、目的や指導のねらい、指導内容などの具体的な計画を作成し、教職員の連携に視点をあてた組織的なアプローチをしたことは、共通理解のもと保健指導が実践され、学校保健活動の活性化に有効であったか。	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り ・保健指導実施後のアンケート

VI 研究の結果と考察

1 校内組織と学校保健に関する計画を見直し、健康教育について意見交換や情報交換を行うことで、学校全体で健康課題の共有が図れたか。

(1) 校内組織の見直し

二つの組織の役割分担を明確にしたことで、それぞれの仕事内容がはっきりした。見直しをしたことで重複した部分や全く手つかずの部分のかなり解消され、組織の動きや流れがすっきりした。特に健康教育担当者は、自分が何をすればいいのかが明確になり、学年の健康教育に積極的に関わってくれるようになった。

また、学年の担当者を通して保健指導を実施することは、養護教諭と学年双方にとってメリットがあったと考える。養護教諭側のメリットは、指導内容の徹底が容易であること、学年一斉に指導してもらえること、連絡や意見集約などが担任との1対1の対応から1対学年になったことなどがある。学年側としては、学年や学級の予定や計画を優先して保健指導が実施できるようになったこと、重点指導の内容をどのように生徒に伝えるか相談・確認しながら共通した指導ができたこと、いろいろなアイデアを取り入れた保健指導が実施できたことが挙げられる。

組織的な取組を行うことで以前より多くの職員と健康教育について話をするが増えた。また、様々な情報交換をすることで学年の健康課題が明らかとなり、その対応について検討することができた。さらに、保健指導の新しいアイデアが生まれたり、生徒理解が深まるなど、今まで以上に効果的な協力体制ができたと考える。これらのことから健康教育担当者を中心とした教職員との情報交換が、学校全体で健康課題を共有することにつながったと言える。

(2) 保健主事と連携して行う学校保健に関する計画の見直し

保健主事と連携し、学校保健に関する三つの計画「学校保健全体計画」「学校保健年間計画」「保健指導計画」の見直しを行った。系統性や有効性を考え、三つの計画の整合を図った。計画の見直しをする中こと学校としての健康課題が再確認でき、保健指導の重点内容が明確になった。ねらいや指導内容を明確にしたことで、健康課題を意識した保健指導の実践ができた。

2 保健指導において、目的や指導のねらい、指導内容などの具体的な計画を作成し、教職員の連携に視点をあてた組織的なアプローチをしたことは、共通理解のもと保健指導が実践され、学校保健活動の活性化に有効であったか。

(1) 担任による保健だよりを用いた短学活での集団的保健指導

保健指導計画に沿った「保健だより」と担任用指導資料「今月の保健指導」(図5)を作成した。全校へ配付する前に、健康教育担当者へ保健指導内容の説明と学年への周知・連絡を依頼した。朝の職員打ち合わせで養護教諭が連絡をした後、学年の打ち合わせで担当者が資料を見ながら説明と指導内容の確認を行った。

今までは保健だよりを配り、学級での指導については担任に一任だったが、指導内容を明確にし健康教育担当者が中心となり保健指導を推進することで、指導時間の確保や指導内容の共通理解がスムーズになった。担任の中には、指導資料を見ながら指導内容の構想を考え、新たなアイデアや改善案を提案してくれるようになった。また、事前に配付する指導資料には指導のポイントを載せているので、「保健だよりのどの部分を重点的に説明すればいいのかが分かり指導しやすかった」「今までは生徒に保健だよりを配付するだけだったが、学活で読み合わせの時間を確保するように

できた。生徒への連絡は担任と健康教育担当者からするので連絡漏れがなくなった。個別指導時は指導者が常時2～3人いるので、指導者一人が対応する生徒数は少なくなり、その分一人一人の生徒に丁寧に指導することができた。また、健康教育担当者が指導内容を把握しているので、養護教諭が不在でも個別指導を実施できるようになった。

このように健康教育担当者を核にした保健指導を実施したことで、教職員の健康教育に対する理解が深まり、以前より積極的に保健指導を実践してもらえるようになった。

VI 研究のまとめ

1 成果

- 組織内容を整理し明確にしたことで、仕事の分担がスムーズにできるようになった。管理と指導に分けたことで、対策委員会（食物アレルギーやインフルエンザ）の設置に素早く対応でき、すぐに取り組むことができた。
- 学校保健活動を学校全体で取り組むためには教職員の共通理解と共通実践がとても重要だが、学年に核となる人がいると効率もよく職員間の連携がスムーズになり、確実に健康教育を行うことができた。学校保健活動だけでなく教育相談や生徒指導などにおいても、以前より教職員と連携を図りながら生徒に対応することができた。
- 保健だよりを活用した短学活での保健指導や生徒保健委員の健康学習を通して、保健指導の回数が増えた。そして、各学級では保健だよりを活用した保健指導以外にも健康教育を行ったり、学年の掲示スペースに保健コーナーを作成したり、学年通信や学校通信に健康についての内容が掲載され、学校全体で教職員の健康教育に対する意識の向上を図ることができた。
- 保健指導の流れの中で生徒保健委員による健康学習を行ったことは、多くの生徒の印象に残り指導内容の再確認もでき、内容の定着を図る上で有効であった。また、生徒の活躍する場にもなり、健康学習を行った保健委員は自信をもち意欲的に活動することができた。このことは、「組織活動」（生徒保健委員会）の活性化につながった。

2 課題

- 教職員が保健指導を行う時「保健指導年間計画」だけではねらいや主な内容は分かっていても、具体的にどのような言葉で指導するのか、なぜその指導が必要なのかなどの内容が分かりにくいいため、担任用指導資料「今月の保健指導」の作成が必要となった。担任が保健指導を行う時には詳細な計画と分かりやすい資料の提供が重要であるため、担任の意見を反映した資料を作成する必要がある。
- 組織が改善され、保健指導や生徒保健委員会の活動を意図的に実施したことで、教職員の健康教育に対する意識も変わってきた。これからは生徒の自主的な活動へつなげていくために、生徒保健委員会を中心とした活動を行っていく。
- それぞれの実践の評価内容や評価項目について保健主事と検討し、健康教育担当者を中心に学期ごとに評価を行い、さらに改善した実践ができるようにする。

<参考文献>

- ・三木 とみ子 編集代表 『四訂 養護概説』 ぎょうせい (2009)
- ・石川県養護教育研究会 編 『新版・養護教諭執務のてびき 第8版』 (2009)
- ・『保健主事のための実務ハンドブック』 文部科学省 (2012)
- ・『学校保健の課題とその対応』 財団法人 日本学校保健会 (2012)